

日露戦後の軍備拡張と軍縮論

今 井 清 一

はじめに

日露戦争から第1次世界大戦までの時期は、大正デモクラシーの前期とされている。日本は国力を賭した日露戦争によってアジア大陸の北東角に植民地と利権とを獲得し、重化学工業を含む産業の発展もようやく軌道にのり、本格的な帝国主義国へと成長した。そして陸海軍の軍備拡張をはじめ帝国主義国としての社会的経済的な基盤整備や植民地の支配経営のための条件作りが、戦後経営の名の下に強行された。それは国民に過大な負担を負わせた。そうしたなかで、国民各層—資本家、地主、中間層、勤労民衆など—もそれぞれの形で勢力を蓄え、政府の強圧的な政策に対応ないしは反発し、あるいは政権に働きかけて政策に影響を与えようとし、あるいは政党を通じて権利の拡大や利益の獲得を図ろうとする動きが活発となった。衆議院に勢力を張る立憲政友会をはじめとする政党の動向を、政府も重視せざるを得なくなり、政党は政権の一角に勢力を伸ばした。

日露戦争の勝利で勢力を伸ばした軍部は政治的な発言権を強化し、その主導で軍事的な性格の強い帝国主義政策をおし進めた。だが経済力で劣った日本が東アジアで権益を拡大して行くには、それと競り合う帝国主義列強の動きに巧みに対応してゆく必要があった。他方、日露戦争中も非戦論を主張した社会主義運動は権力によって弾圧・圧殺されてゆき、その復活は第一次世界大戦後をまたねばならなかった。だが帝国主義体制のなかからさまざまな形をとってデモクラシー運動が目を出し、権力内部の対立を

も利用しながら成長し発展を続けた。

これをどうとらえるかについては、それぞれの見方があり、大正デモクラシーの研究史を作っている。この時期の軍部については最近多くの研究が出されている。本横浜市立大学でも、神田文人教授は「統帥権と天皇制Ⅱ」（本誌第40巻第1号）で主にこの時期において統帥権が強化される過程とその意義を詳細に論じ、また増田知子助教授も「海軍拡張問題の政治過程—1906—14年」（『年報近代日本研究4』1982）で、やはりこの時期の帝国国防方針等の策定に始まる軍備拡張問題を、あまり取り上げられていない海軍の立場を中心に考察している。

この時期には国力に比して過大の軍備拡張が進められたが、それだけに陸海軍の軍備拡張の進められ方は一様ではなく、特定の時期に一挙におこなわれるなどの特色がある。またこれに対して軍縮論や軍部批判論が形成されてゆく過程も意外と遅く、それなりの特色がある。それにはまた当時の国際情勢が色濃く影を落としている。この小論では、これらを考慮しながら、日露戦後の日本の軍備拡張、その時期の国際情勢の変化とその評価、そこで軍縮論が提起され成長してゆく過程について考察する。本稿では、当時公にされた言論や評論、比較的早い時期に明らかにされた関係者の記録に回想をなるべく吟味し利用した。雑誌の利用について早稲田大学図書館で多大の便宜を図っていただいたことに感謝する。

1 西園寺内閣と帝国国防方針・軍令の評価

第1次西園寺内閣と軍部

日本は、英米の金融的支援を得て、またロシア国内の革命運動の高揚にも助けられて、日露戦争を勝利のうちに終わらせることができた。そして1905（明治38）年9月5日に締結されたポーツマス講和条約とそれにつづく第2次日韓協約と満州に関する日清条約とによって、韓国を保護国とし、

関東州の租借権と長春以南の東清鉄道南部線を獲得して、アジア大陸に勢力を伸ばした。英国との間でも8月に第2次日英同盟が結ばれ、日本の韓国に対する保護権が承認されるとともに、従来の防守同盟をインドも対象に含めた攻守同盟へと強化した。インド方面で英国とロシアとが衝突する場合には、日本は極東で攻勢作戦に出てロシア陸軍を牽制することが期待されたのである。

日露戦争中を通じて政権を担当した第1次桂太郎内閣は、年内にさきの諸条約を締結して植民地支配の道を固めると、政権交替にとりかかった。翌1906（明治39）年1月初めには桂内閣が辞職し、西園寺公望が新たに内閣を組織した。桂が長州出身の陸軍大将で元老山県有朋の直系であるのに対して、西園寺は公卿の名門で明治維新に参画しやがて元老の伊藤博文に近づき、その後をついで立憲政友会第2代総裁となり、戦争中から戦後の講和反対運動の時期にかけて桂内閣に協力していた。政権交替にあたっては桂と西園寺とが個別に元老を訪問し、政友会内閣を標榜せず、前内閣の政策をうけつづことを約束して了承を得たといわれた。閣僚にも官僚派が大多数を占め、陸軍大臣には長閑の寺内正毅が留任し、海軍大臣は山本権兵衛に代わって長く次官だった準薩閥の斎藤実が任命された。

西園寺内閣は、日比谷焼打事件で盛り上がった政府への反感をそらし、軍備拡張など前内閣から引き継がれた戦後経営のための諸政策を実現し、そのための増税と予算とを、衆議院の第一党である政友会と官僚派の大同倶楽部との支持によって成立させるという役割を果たした。日露戦後の軍備拡張計画は、後述するように、ほとんどがこの内閣の時期に決定され、そのための予算は1906年、07年の第22、第23議会で無修正で可決されるのである。

第2次日英同盟と帝国国防方針等の策定

1906（明治39）年2月には陸軍の参謀本部は明治三十九年度日本帝国陸

軍作戦計画を立てた。これは日英同盟が新たに成立した今日、日本に攻勢を取り得る国はないとし、従来の守勢作戦計画から攻勢を本領とした作戦計画に改め、想定敵国をロシアとし、ロシアが独、仏、清諸国がこれと同盟する場合も考慮していた。作戦方針は、主作戦を満州に導いて敵の主力を攻撃し、なるべく速やかにハルビンを攻略して、ウスリー地方と露国本土との主要交通線を遮断することをめざし、要すればウラジオ要塞を攻略する、また別に一軍を北韓地方よりウスリー地方に進めて牽制をはかるというものであった。⁽¹⁾

その年の秋から翌年にかけて帝国国防方針、国防に要する兵力、帝国軍の用兵綱領の策定が進められた。そのきっかけとなったのは、国防方針を国是として決定し、それに基づいて政略戦略の一致と軍備の拡充を図ろうという参謀本部の田中義一中佐の意見であった。だが、これに海軍は消極的だったため、陸軍の大御所の山県有朋が元帥として明治天皇に日英同盟の要請でもあるので陸海軍共同の作戦計画を策定することが必要だとし私案を付して上奏した。1906年10月のことである。天皇は12月に元帥府に諮詢したのち参謀総長と海軍軍令部長とに命じて帝国国防方針等を策定させた。翌1907年2月に両統帥部長が策案を上奏すると、時の西園寺首相に帝国国防方針の審議を命じ、また国防に要する兵力の内覧を許した。そしてその奉答をうけると山県元帥の意見を聞いたあと天皇が嘉納して決定となり、陸海軍の関係最高首脳に伝えられた。⁽²⁾

ただ立案の実情を見ると、1月7日に参謀本部案と海軍軍令部案とを相互に交換し、参謀本部第1部長松川敏胤少将、田中義一中佐と軍令部第1班長川島令次郎大佐、財部彪大佐の4名の主務者が10日に会見して協議を始め26日までに国防方針、所要兵力、用兵綱領を議して参謀総長、軍令部長の認可を得て、ついで大臣に協議して異存ないとの回答を得るという順序で、早急にまとめられている。⁽³⁾陸海軍双方の主張を十分検討すること

なく、とにかく盛り込んでまとめ上げたもののように見える。

この国防方針は、満州と韓国に扶植した利権と、アジア南方と太平洋の彼岸に拡張しつつある民力の発展とを擁護拡張させるため、少くとも東亜においては攻勢作戦をとりうる軍備が必要だとし、仮想敵国としては第1にロシアをあげ、つぎに米国は友邦とすべきだが、他日激しい衝突もおこりうるとした。清国は満韓の利権にからんで利害関係は大きいが、単独で戦争になることは考えられない。だが、近ごろ利権回収、排外、革命等の暗流が奔騰しており変乱の生ずる危険があるが、これへの対策は列国との関係からすこぶる複雑なのであらかじめ決定できないとした。そしてさらに日英同盟新協約との関係で、英露間に戦争が起こればドイツがロシア側に参戦し、日本も日英同盟の義務から参戦する可能性もあるので、極力外交上露独の同盟を防止する必要がある。さらに露清、露仏の同盟についても防止の必要があるとした。そして陸軍の兵力はロシアが極東で使用し得る兵力に対して、また海軍の兵力は東洋で米国海軍に対して攻勢を取り得るよう準備すべきだとした。これに基づく国防に要する兵力としては、陸軍は平時常設25個師団、予備師団25個師団を根幹とする兵力としたが、財政の現状からして、まず明治40年度より19個師団の整備に着手し、残りの6個師団については財政緩和の時を待つとした。他方、海軍は戦艦（およそ2万トン）8隻、装甲巡洋艦（およそ1万8千トン）8隻を基幹とするいわゆるを最新式の1艦隊を第一線艦隊とし、これに竣工後8年までの軍艦を充て、それ以後の艦齢の軍艦で予備隊を編成するとしたのである。これが八八艦隊で、ドレッドノート型で構成されているが、当時は列強海軍の建艦競争の時代で、本案は列国海軍情勢の変遷に応じ改定を要することあるべしとの付言がついている。

帝国軍の用兵綱領は、攻勢を本領とし、海軍は機先を制して敵海上兵力の殲滅を図り、陸軍も先制の利を占めた作戦をめざし、海軍による沿岸と

航路の防御はその範囲内でおこなうが、下関海峡と釜山・馬山浦間は確実に防御するとした。そして対露作戦の要領と日英同盟協商に基づく対露相互援助作戦を中心に記述し、米、独、仏の一国をやむを得ず敵とする場合は、まず敵の海上兵力の撃滅を主眼とし爾後の作戦は臨機策定するだけ述べている。

冒頭の大方針では満州（中国東北）、韓国などの利権を確保しアジア大陸への発展をめざす陸軍側の意見と、東南アジアや太平洋方面への海洋国家としての発展をめざす海軍側の意見とを併せ掲げているが、本文では、陸軍を中心とする対露作戦の方針が詳述されていて、海軍側の意見も取り入れられてはいるが、海軍に関する記述は少ない。日英同盟の改定も陸軍の対露作戦を優先させる錦の御旗とされている。

国防方針に対する西園寺首相の奉答文は、開国進取の方針は帝国の国是であるが、列強が利権の拡張に営々としている今日、国防方針を立てるには国際情勢を洞察し、外交によって同盟与国との交誼を深め利害を異にする国家の連合を防ぐべきであり、この国防方針と計画とは適切なものであるが、財政の状況から直ちに全部の遂行を許さないの、国力と相応するよう緩急を図りたいというものであった。⁽⁴⁾日本の国力からして国防問題を外交と財政を顧慮して取り上げるよう望んだのである。

この帝国国防方針等は、参謀本部と海軍軍令部という統帥機関の手でもっぱら策定され、陸海軍大臣は一応協議はうけているものの、深くかかわってはいない。とくに海軍にはこれに巻き込まれることをさげよとする姿勢がうかがわれる。首相にも国防方針を審議させて一応の奉答は得たものの、政府を巻き込むものとはなっていない。太平洋戦争当時の参謀本部の関係者も「陸海軍統帥部限りにおいて…存在した」としている。⁽⁵⁾

ただ明治憲法下の天皇制政治機構では、天皇を頂点にして輔弼機関である各国務大臣と内閣、補佐機関の陸海軍統帥部、諮詢機関の枢密院などが

タテに連なっており、それらを制度的に統合する機関は存在しなかった。そしてそれぞれの機関の比重と発言力とはそれぞれの時期の政治状況によって異なっている。したがってこれらの機関は自己の発言力を高めようとたがいに競り合い、時には激しく対立していた。その結果、陸海軍統帥部かぎりの決定とはいっても、それが天皇の裁可を得ているかぎりそれなりの力を持ち、状況次第では天皇の權威をふりかざすことによって政府も従わざるを得ないような圧力をふるうこともあり得たのである。

この帝国国防方針等は、「機密国策として厳秘に付され、天皇裁可の原本は宮中に、写本各一が内閣総理大臣、陸軍大臣、参謀総長、海軍大臣、海軍軍令部長の五者のみに配布され、各部金櫃の底深く厳重に保管されていたので実本を知る者は極めて少数であった。しかし参謀本部および軍令部の作戦課の勤務する者はその職務上必ず閲覧させられた」とされる。⁽⁶⁾

しかもそれだけでなく、それが策定されたことも、当時は公表されなかった。当時の新聞には、4月の元帥会議について「昨十九日午前十時より宮中の元帥会議室に於いて山県、野津、伊東各元帥列席の上御諮問に係る軍事上の重大案件に就き元帥会議を開き正午御思召を以て一同に御料理を賜り各元帥は午後一時三十分頃退出せり。当日大山元帥は欠席なり」とあるだけである。⁽⁷⁾

これについては、1912（明治45）年初頭に第28議会の衆議院で沢来太郎が、帝国国防の方針如何、陸軍国防計画の方針如何、海軍国防計画の方針如何、と質問した。これに対する陸海軍大臣の答弁書は、「帝国国防の方針は自衛を旨とし、国利国権を擁護し、国是を貫徹するを目的とす」、陸海軍国防計画は「軍事機密に属するを以て開示するを得ず」というものであった。⁽⁸⁾ こうした質問がなされること自体が、帝国国防方針等の存在が知られ、それをめぐる論議が始まったことを示している。

その年末に大正政変がおこり、2個師団増設問題で第2次西園寺内閣が

総辞職をよぎなくされた際に、西園寺は「念うに師団増設の事たる曩に前々内閣の時に於いて当時の参謀総長、海軍軍令部長より上奏する所あり、先帝より之に関してご下問あらせられたる際、これが遂行は国家の財力と相俟って緩急参酌せしめられんことを奉答したる所に属す」とだけ述べている。⁹⁾

これをも少し突っ込んで政府の当局者が答弁したのは、シーメンス事件がおこった1914年の第31議会の時で、山本権兵衛首相が次のように答えている。「此問題は陸海軍の中におきまして一つの建議となり、或は参謀部、軍令部におきまして、实际的に考究致して参画されたものが、遂に各機関を通して相当に出るべきところの順序を経たるものと考えております、而して其出るべきところを出てしまつて後、此国防に対する書類というものが内閣へ御諮詢になったように考えております、是は私はおりませぬ、御諮詢になったところに対しては始めて國務大臣の職責として吟味されたであらう、私の記憶に依りますと、誠に国防として参画されたところのものに対しては何らの異議はございませぬ、併ながら是は財政所謂四囲の事情等に鑑みなければならぬのでありますから、今是に向つて直ちにどうと云うことは出来ないと言ふことが順序であると思つております」

そして内閣以外の機関が国防計画を決定し、そして予算と関係するところで始めて内閣が責任をもつということによいのか、と質問されると、「国防の計画は専ら陸海軍できめて、…之を働かす時に至つて初めて國務上の事実になる」「内閣では問題が生まれて、そうして其問題に対して審議熟慮の上決定して始めてあなた方の前に出たときに於て起る所の責任は内閣にある。」ただし「総理大臣なるものは縦令陸海軍大臣若くば参謀本部、軍令部で参画して居ることに、どしどし命令して思う通りにさせなければならぬと言ふ御説がりましたが、是は出来ませぬのであります」と答弁している。¹⁰⁾

軍令と公式令

1907年の秋には明治40年9月12日軍令第1号で軍令に関する件が公布され、新たに軍令という命令が作られた。「陸海軍の統帥に関し勅定を経たる規定」を軍令とし、軍令で公示を要するものについては主任の陸海軍大臣が副署するとしたもので、これには内閣総理大臣の副署を要しないとしたのである。

その制定の経緯については、すでに多くの研究がある。それらでもふれられているように、軍令に関する件が制定された直接の動機は、同年1月の公式令の公布施行であった。公式令は、それまでの公文式が勅令の内に主任各省大臣だけが副署するものも認めていたのを改め、すべて各省大臣とともに内閣総理大臣も副署することにした。これには前史がある。内閣制度創設当初の内閣職権はすべて法律、勅令には内閣総理大臣の副署が必要としたが、1889年(明治22)12月にはこれが改正されて内閣官制になると、各省専任の行政事務に関する勅令については主任の各省大臣の副署だけで足りるとされ、さらに参謀本部長と限られていた帷幄上奏の限定が取り払われた。公文式の副署の規定もこれに基づいて改められた。だが最近の研究では、^m内閣職権のもとでの勅令にも、帷幄上奏によって閣議を経ずに決定されながら内閣総理大臣も副署しているものがあり、黒田清隆内閣が成立した後の1888年5月以降に顕著になる、しかしそれ以前でも帷幄上奏がある限りまったくないわけではないとしている。そして黒田内閣が辞職すると、三条実美臨時内閣総理大臣のもとで山県有朋内務大臣兼監軍の主導によって内閣官制が制定されるのである。この度の公式令の制定は、これを内閣職権当時のように戻したもので、内閣官制からは副署に関する条文が削られ、閣令に関する条文がその後をふさいだ。

こうなると従来軍部が帷幄上奏によって出していた勅令にも内閣総理大臣の副署が必要になる。黒田内閣当時のようなやり方がいつでもできるわ

けではない。3月に海軍大臣から鎮海湾及栄興湾防備条例が帷幄上奏されると、これをどのような形式で公布するかが、天皇によって問題とされた。天皇はまず伊藤博文に問い合わせたところ、伊藤は勅令として内閣総理大臣も副署すべきだとしたが、陸軍はこれに強く反対した。そして公式令の改正はできないとされたので、新たに軍令の形式をとる策を考えたのである。伊藤はこれに反対だったが、山県が伊藤と会見して説得にあたり、伊藤は行政と軍令との区画を判然と定めるのならばよいとして、しぶしぶ承認し、軍令第1号の制定となった。伊藤は山県と激論した最後に「利刃幸にその用法を誤る勿れ」といって別れたともいわれる。⁰³

さきの公式令による副署方式の改正については、問題の重要性を知っていたのはごく一部に限られ、政府部内でも十分には知られていなかったようである。公式令は伊藤が総裁、伊東巳代治が副総裁である帝室制度調査局で草案が作成され、西園寺内閣の閣議で承認され、枢密院への諮詢と可決をへて公布されている。伊藤と伊東とはこの問題について早くから検討し、その一部は伊東家文書の「軍令と軍政」にまとめられている。公式令の制定はちょうど帝国国防方針等の策定と同じころに進められていたが、それが閣議で決定された1906年11月13日の『原敬日記』は「定例の閣議に出席せり、重要事項なけれども帝室制度調査局にて取調べたりと云う公文式の改正案を決定したり。従来のもとは大なる差異なし」と書いている。

『枢密院会議筆記』を見ても、この議案については審査委員会の報告も岡野敬次郎法制局長官の説明もまったくこの点にはふれておらず、質問なしに可決されている。⁰⁵

軍令発布当時のことについては、当時陸軍省軍事課員だった林弥三吉が陸軍中將で退役した後の講演筆記でふれている。⁰⁶それには、公式令のために帷幄上奏による勅令は発布できなくなり、「まあ現今に於てはピストル沙汰であろうと思われるが、その頃は吾々もなかなか穩健であつて、何と

かしてこれは改正しようということになって寺内大臣に意見を聴いたのである。大臣も公式令というものの内容もまだ能く知って居られなかった、言わば不意打を食らわれたのであって、非常に憤慨して居られた」と述べている。案外そんなものだったのであろう。そのあと宮中から寺内大臣に御召があり、お声掛かりで軍令ができた。我々は得意で山県元帥に報告すると、元帥からは濫用してはいけませぬぞと鶴の一声があり、法制局と相談して陸軍に関係ある勅令を勅令と軍令とにきちっと分けた。こう書いている。これは陸軍の立場からの、しかもずっと後のものであるが、林が流産に終わった宇垣一成内閣の組閣参謀となる直前のものなので、割引いて考えねばならない点もあるが、おおまかな経緯とその雰囲気は伝えていると見てよいであろう。

公示を要する軍令は、作戦命令ではなく、軍の編制、教育、人事、戦時法規などにわたる規定であり、これに対する内閣総理大臣の関与はもとより、枢密院、法制局の審査も排して、帷幄上奏を一層確立させ、統帥権の独立を拡大するものであった。しかも明治40年軍令第1号によって軍令という命令形式を制定するという自己矛盾を犯している。

こうした経緯や問題点があるにもかかわらず、当時の憲法学界や論壇ではこのことの意義が追及されていないようである。美濃部達吉東京帝国大学教授はこの直後に発行した『日本国法学上巻』で「軍令に相当すべき規程にして交付せらるるものは、従来は一般国務に関する規程と同じく、勅令の形式を以て規定せられたりしが、公式令に依り総て勅令には内閣総理大臣の副署を要することとなり、而して軍令に関する事項は内閣の議を経ざるを原則とする（明治22年勅令135号内閣官制第7条）が故に、軍令は特に之を一般勅令と区別し、内閣総理大臣の副署を要せず、主任の陸軍大臣海軍大臣之に副署するものと為したるなり」とし、さらに次のように論じている。「軍令は其の内容に於て陸海軍の統帥に関するものに限らるる

の点に於て一般勅令と異なれりと雖も…其の効力に於ても勅令と軽重する所なし。…軍令は以て法律に抵触することを得ず、而して法律は軍令を変更することを得べし。…軍令を以て前の勅令を変更することを得べく、又勅令を以て前の軍令を変更することを得べし」とし、さらに「軍令にして若し人民に対し拘束力を有すべき法規を規定するときは一般勅令と等しく其の効力を有すべきものなり」と付言している。⁹⁷

ちなみに後の著作では美濃部は軍令権の正当な範囲として1. 軍隊の軍事行動を指揮する権、2. 予算の範囲内で軍隊内部の組織を定める権、3. 軍人に軍事教育をなす権、4. 軍隊内部の規律を維持し軍人を懲罰する権の4つを認め、軍令については公式令を改正する手続きをとることなく帷帳上奏で法令の形式を定めたのは国政の統一を破るの非難を免れないが、軍令を統帥上の命令に限るとすれば必ずしも違法とはいえない、だが、実際に軍令として発布されるものが単に軍令権に基づく命令に止まらず、軍の編制その他国務に関する多くの規定を包含しており、国法を無視すること甚だしいものがあるとした。そして軍令は軍令権に基づくので、その効力は軍隊内部に及ぶに止まり、一般国民に対しても行政機関に対しても効力をもたないとしたのである。⁹⁸

2 軍備拡張と国際情勢

陸海軍備拡張と戦後恐慌による繰り延べ

軍備とりわけ陸軍の拡張は、日露戦争の直後から西園寺内閣の下でおこなわれた。陸軍は日露戦争中に臨時軍事費で第13師団から第16師団までの4個師団を臨時に新設し、近衛師団を合わせて17個師団としたが、参謀本部ではさらに6個師団を増設して23個師団とすることを要求していた。西園寺内閣成立直後の明治39年度予算には臨時設置の4個師団の維持費1千万円が計上されて議会で承認され、常設師団となった。同年11月の明治40

年度予算編成の際には寺内陸相が3個師団の増設を強く要求したが、西園寺首相は反対し、桂の斡旋で妥協が成立し、12月4日の予算閣議では、2個師団を増設して総計19個師団とすることに落ち着いた。⁹⁸ さきの国防所要兵力はこの段階のものである。その結果、4個師団常設費が4年間の継続費で3251万余円、新たに2個師団を増設し現役3年制を2年制に改め予備兵員の増加を図るための所要費用が11年の継続費で7798万余円が計上され、さらに臨時軍事費から引き継いだ兵器復旧等の費用6477余万円があり、これらを合わせると1億7524万余円に達した。⁹⁹

なお明治憲法は議会の財政上の審議権を制限していたが、第68条の継続費は数年間にわたる予算の計上を認めるもので、いったん議会で議決されると、次年度以降も変更の場合を除いては議決を受ける必要はない。また師団や艦隊が新設する場合には議会はその最初の年度にはその経費を廃止削減できるが、一度これに同意を与えると翌年度からは憲法第67条の既定費となり、政府の同意なしには廃止削減できなくなるという仕組みになっていた。

海軍についてはすでに明治36（1903）年度に軍艦製造費9986万余円が11年の継続費として承認されており、その1907（明治40）年以降の分は7316余万円であった。明治40年度の予算ではそれに加えて補充艦艇費7657万余円ならびに、臨時軍事費から引き継いだ艦艇補足費6407万余円と整備費1億1092万余円とが、いずれも7年または6年の継続費として計上された。これらの明治40年度以降の分は合計すると3億2474万余円で、内2億9242万余円が建艦費であった。この予算が国防方針等に基づく八八艦隊の第一着手であるが、斎藤海相は建造必要な艦船を戦艦3、装甲巡洋艦4とした上で、財政を考慮して当面戦艦1、装甲巡洋艦3の建造に止めるとしたのである。¹⁰⁰ 『原敬日記』（1906.12.4）も陸軍のように「頑論」を主張しなかったと書いている。だが間もなく大艦巨砲の建艦競争が始まり、建艦計画を

組み替え、その中から後述する巡洋戦艦金剛が英国に発注されることになる。

1907年初頭の第23議会に、この巨額の軍事費を含む6億1千万円の大予算案が提出されると、野党の憲政本党が藩閥に接近しようといわゆる旗幟変更をおこなったこともあって、栗原亮一衆議院予算委員長は削減の余地はあったが、しばらく当局者を信頼して1銭1厘の削減も加えなかったが、これは盲従ではなく明従だと報告し、そのまま可決された。『太陽』の時事評論は、この審議ぶりについて「衆議院の無責任、予算案に対して斯くの如く露骨なるは、未だ嘗て之を聞かず」と激しく批判した。²³やがて軍縮論を高唱する『東洋経済新報』は、日本の国際上の位置が一新し軍備拡張の必要に迫られている事情は諒としないわけではないが、その程度は国家の経済に適應する必要がある、軍備予算には大いに節減の余地があるとして「まず大斧を軍備予算に加えよ」との主張を2号にわたってのせた(1907.2.05-2.15)。

だが議会が閉会されるとすぐに戦後恐慌が始まり、その秋には米国の恐慌の影響もあって深刻となった。財界では塩専売、通行税、織物消費税の3悪税廃止運動を主張していたが、元老は財政基礎の強化をはかるとして事業繰り延べと増税を要求した。だが軍備拡張の点から事業繰り延べも徹底できず、明治41年度予算案は前年度を若干上回るものとなった。

恐慌下の積極予算と増税とは悪税反対運動を盛り上げ、軍縮論もおこった。1908(明治41)年の第24議会に際して、全国商業会議所連合会は増税に反対し財政改革を求める意見書を政府に提出し、歳計が膨大に失し、しかも陸海軍経費が過大な比率を占める偏武的なもので、民間経済に悪影響を及ぼしていることを批判した。²⁴『東洋経済新報』は植松考昭「軍備拡張の大勢」を連載し(1908.1.15-4.25)、軍備の拡張は財力の発展を妨げるので、軍備充実のためほぼ7年間に集中している継続費は15年に延長し、国

民の負担を軽くして財力の充実に努め、将来の軍備競争に備えるべきだとした。この明治41年度予算案も無修正で可決された。

5月には任期満了による第10回衆議院議員総選挙が西園寺内閣の下でおこなわれ、与党の政友会は過半数近くを占めて勝利したが、都市部では議席を減らし、とりわけ東京では大敗した。そして7月初めには西園寺内閣は突然総辞職した。その原因は、財政計画のゆきづまりに対する財界と元老の攻撃と社会主義取締が緩慢だとする官僚派の陰謀だったと見られている。

そのあとをついだのは桂太郎の第2次内閣であった。桂はこの時はまだ現役の陸軍大将である。桂内閣は財界の要望を容れて財政整理計画を立て、継続事業の繰り延べ、公債募集の中止、公債償還の増額などを決めた。桂内閣が成立すると、『東洋経済新報』は、社説に「陸海軍大臣の進退に就いて」をかけた、軍事費の繰り延べに反対した寺内陸相と斎藤海相が桂内閣に留任したことを批判したが(7.25)、他方で桂内閣が陸海軍費の繰り延べをおこなうことに期待をかけた(8.5)。桂内閣が継続事業費約2億円の繰り延べをおこなうと、近來の大英断だとしてその功を認め、そのうえで桂も元老政治に参画していたので、西園寺内閣の財政政策にも責任があると論じた(10.15)。そしてその繰り延べが軍事費よりも生産的事業費を対象としたことと、これで生まれた財源を全く減税に向けず、もっぱら公債の償還に向けたこととを批判した(11.25)。

国際情勢の変化と海陸対立

帝国国防方針はロシアの復讐戦に備えてロシアを第一の仮想敵国にあげたが、その後の国際情勢はそれとは異なる方向へと進んでいった。

帝国国防方針等が策定中であった1907(明治40)年の始めにはロシア政府との間で日露協商の交渉が始まっていた。「協商 Entente」とは、一定の国家間における見解と利害の類似と一定の問題に関する政策の一致を意

味し、「同盟」と「友好関係」の中間に位するとされる。⁸⁴その6月には日
仏協約、7月に日露協約、そして8月に英露協約が結ばれた。英仏両国は、
艦隊建設を推進する新興のドイツに対抗するため、ロシアと日本と結ぼう
とし、さらに日露両国の協調を望んだのである。これらは、既存の露仏同
盟、日英同盟、英仏協商と連動して、英仏露日によるドイツ包囲体制を確
立するものであった。

日仏協約と日露協約はいずれもまず清国の独立、領土保全と機会均等と
をうたい、それに続けてそれぞれの領土や権利を相互に尊重するとしてお
り、各調印国の帝国主義的な地位の維持を保障し合おうとする意味をもつ
た。おりから日本は保護国とした韓国での抵抗運動の発展に苦慮していた。
ロシアはこれを陰に支援しようとする動きをちらつかせ、日本の韓国支配
の強化を認める代償に、蒙古に対するロシアの優越権を認めさせようとし
ていた。韓国統監の伊藤博文はこの要求を呑んでも、ロシアに韓国の保護
関係の強化を併合まで含めて認めてさせようと主張したが、駐英大使の小
村寿太郎や滞英中の山本権兵衛はロシアの要求は過大で清国の領土保全主
義にも反すると反対し、交渉は長引いた。⁸⁵そうした中で6月にロシア皇帝
主唱の第2回万国平和会議がオランダのヘーグで開かれると、韓国皇帝の
密使が列国に日本の保護権否認を訴えようとした事件がおこった。日本は
この機に乗じて7月には韓国皇帝を譲位させ、内政の全権をにぎる第3次
日韓協約を承認させた。その直後に日露協約が調印された。そこでは秘密
条項でロシアに韓国の保護関係の一層の発展を認めさせたものの、併合に
は言及せず、また日本は外蒙古についてのみロシアの特殊権益を、清国の
領土保全主義と両立する範囲で承認したのである。満州における日露両国
の権益の分界線も決められた。ロシアは日本に対する復讐戦の相手という
よりも、お互いに競り合いながら中国と韓国に対する支配を強化してゆく
上でのパートナーへと近付いたのである。

『東洋経済新報』は、日本に対する露国の復讐戦は冷静な利害判断からすれば到底成立せず、現状維持を目的とする日露協商を結んで両国の経済的な結合を図るべきだと主張しており（1907・7・5-7.15社説）、協約が成立するとこれを歓迎し、北方の警戒に払った力を国内の平和的事業に用い、また日露間の貿易を発展させたいと評価したが、同時に両国の勢力圏の境界等を定める必要があり、また発表されない重大な別約もあると聞くと付言している（8・25社説）。さらに英露協約が成立すると、列国の平和が協約的保障で維持される時代となったと祝するとともに、なお1.満足せざるドイツの孤立、2.支那改革問題、3.日本の対米移住問題が重大な未決の問題として残っているとし、それらが平和的空気の下で解決されることを望んだ（9・15社説）。そして日米関係については、東亜における米国の地位を脅かすようなものを日本は持たないから、日米戦争を危惧する必要はないとした（12・25社説）。

これらの根拠から同誌は陸海軍費の思い切った繰り延べを主張したのである。同誌は1908年には植松考昭主筆の論説「露国果して復讐戦を企図すべきや」を連載し（5.15-6.25）、ロシアがシベリア鉄道の複線化と黒竜江鉄道の新設を決定したのはシベリアの防衛と開発のためで、今日の形勢では戦争を挑発する位置に立つのはむしろ日本だとした。もっとも他方では、将来太平洋貿易が破天荒の発展を遂げることが予想され、海軍競争も起こるかもしれないという所論もあった（植松「軍備拡張の大勢11」4.25）。

この時期には日米関係が緊張に向かっていった。米国への日本人移民が急増するなかでカリフォルニア州では排日運動が起り、1906年には同州議会が日本人移民制限を決議し、サンフランシスコ市では日本人学童の隔離教育問題が起こった。だが翌07年には移民制限を強化した新移民法を日本政府が容認し、08年2月には日本が自発的に旅券発行を制限することに関して日米両国が書簡・覚書を交換して紳士協定を結び、当面の紛争は解決

した。だがこれと前後して日米戦争論が広がった。その裏には黄禍を説くドイツ皇帝の扇動があるともされた。⁸⁴この年米国は大艦隊の世界一周計画を発表した。それには対日示威の意味もあるとされたが、日本はすすんでこれを横浜港に招待し、10月に寄港した米国艦隊を大歓迎した。これに先立って7月に第2次桂内閣が成立すると駐英大使の小村寿太郎が帰国して8月に外相に就任したが、11月には高平小五郎駐米大使とルート国务長官との間で太平洋方面の現状維持と清国の独立・領土保全・機会均等とを約した公文が交換された。こうして日米関係は好転に向かった。

かねて清国では米国に接近して日露両国を牽制しようとしていた。1907年4月に日露両国がようやく満州から撤兵すると、清国はあらたに東三省総督を置くこととし、これに徐世昌、奉天巡撫に唐紹儀といずれも袁世凱系の実力者を配置し、日露の支配に対抗させた。翌1908年には唐が米国に派遣されて満州への借款交渉を始めた。だが11月には光緒帝と西太后とが相次いで没し、3才の溥儀が即位して宣統帝となり、醇親王が摂政となると、満清貴族が勢力を伸ばし、袁世凱は失脚した。唐の借款交渉は失敗におわった。

こうした情勢の中で桂内閣は、満州の諸懸案を一括して交渉してその解決を図ろうとした。交渉は1908年末に開始されたが、なかなか進展しなかった。日本は交渉中の安奉線の改築を一方的に断行すると通告しておどす一方で、間島の朝鮮人に対する裁判権を取り下げて譲歩した。清国政府は妥協に転じ、安奉線の改築を承認するとともに間島ならびに満州5案件に関する協約が結ばれた。こうして日本は清国政府を威圧して懸案の諸権益を確認させたが、これに対して中国人民は日貨ボイコットでむくいた。新たに台頭しつつある民論が、日本をはじめ諸外国の権益拡大に抵抗する無視できない力となっていたのである。

満州5案件に関する協約、なかでも間島協約によって将来吉長鉄道を延

長して韓国会寧で韓国鉄道と連絡させるという件は、ロシアの反発を招いた。韓国統監をやめて枢密院議長に転じていた伊藤博文は日露関係を緩和させようとして、10月にロシアのココフツォフ蔵相と会談するためハルビン駅に到着したところを、韓国の独立運動家の安重根に暗殺された。

1909年には米国で共和党のタフトが大統領に就任し、いわゆるドル外交を活発に展開した。10月には米英資本は清国と錦州・愛琿鉄道敷設借款仮契約を結び、11月には清国に借款を供与して満州の諸鉄道を買収させて国際管理にしようという満州鉄道中立化案を各国に提案した。これは日露両国の強い反対で、結局立ち消えとなった。だが、米国はその後もドル外交を活発にし、1910年5月には鉄道建設のための英独仏3国借款団に加入して4国借款団を結成し、清国への資本輸出を進めた。

日露両国はこうした資本攻勢に対抗して満州における權益を確保するため日露協約の強化をはかった。1910年7月には満州における鉄道改善のための協力と満州の現状維持を約した第2回日露協約が結ばれ、秘密協約で第1回協約で權益の分界線と定めた地域を両国の特殊利益の地域とし、相互に特殊利益を尊重してそれぞれの地域内でこれを擁護防衛するに必要な措置を自由に執る権利を認めあい、その特殊利益が侵迫される時は共同の行動や相互援助のために協議することを約束した。同盟の方に近付いたのである。そしてその翌月には韓国併合が実行に移された。韓国は日本の植民地にされて朝鮮とされ、武官制の朝鮮総督が置かれることになり、寺内統監が陸相兼任のままこれに任命された。

日本がロシアと結んで満州支配を強化したことは米国との対立を強めた。英国も日英同盟には冷淡になったが、ドイツの大海軍建設に対抗するためにはなおも必要であった。英国の植民地であるオーストリア、カナダでも日本人移民排斥運動がおこった。1911年には日英同盟の改訂交渉がすすみ、7月に第3回日英同盟協約が結ばれた。これは事実上米国を同盟の

対象から外し、特殊権益に関する規定も弱めていた。

この時期には、第一次世界大戦を眼前に控えて欧米列強の間では軍備競争が勢いを増していた。とりわけ英独両国、それに米国も加わって大艦巨砲主義に基づく建艦競争が激しく進められていた。日露戦争の翌年には英国は12インチの大口徑砲10門をもつ戦艦ドレッドノート(17,900トン)と高速の巡洋戦艦インヴィンシブル(17,000トン)を竣功させドレッドノート型(弩級)艦の建艦競争が始まったのであるが、1911年にはスーパー・ドレッドノート型(超弩級)戦艦オリオン(22,500トン)と巡洋戦艦ライオン(26,350トン)の建造を開始し、建艦競争はさらに大型化した。

日本は弩級艦の建設で遅れをとっていたが、海軍は軍令部の強い要求もあって超弩級艦の建設を要求した。1910年には斎藤海相は戦艦7隻等の建造と艦型更改のため約4億円にのぼる海軍拡張計画を閣議に提出した。交渉の結果、計画中の戦艦1隻と装甲巡洋艦4隻とをすべて超弩級式に艦型変更して建造するため、明治44年度予算で8200余万円が追加され、総額1億5800余万円が6カ年継続費として認められた。しかし海軍は収まらず、伊集院五郎軍令部長が桂首相と直談判して海軍充実案をつきつけ、韓国合併も受け合えないと考慮を迫った。なおその建艦順序は最初を超弩級巡洋戦艦とし、新技術修得のため英国のヴィッカーズ社に注文することが決まり、技師・職工も派遣し図面をすべて譲り受けることを約束させた。これが世界最初の14インチ砲8門を積み1913年に竣功した金剛(27,500トン)である。同型の巡洋戦艦3隻と戦艦1隻とは国内で建造された⁵⁾。これらの軍艦は太平洋戦争にも現役で参加した。

日本海軍の当時の作戦計画を示す史料は見当たらないが、米軍を相手に想定した演習が始まったのは、この頃からであった。さきの帝国軍の用兵綱領には露国とその同盟国を想定敵国とした作戦計画があるだけで、米国を想定したものはない。米国を想定敵国としておこなった最初の大演習は、

1908年11月の九州東方海上での演習で、米軍に見立てた南軍が奄美大島を占領して日本本土に來襲するのを北軍が邀撃するというものであった。現存の史料では、1911年の図上演習がフィリピン作戦を具体的に検討した最初のものであるとされる。これは、日本艦隊は開戦直後に主力で米国東洋艦隊と交戦撃破し、リングエン湾付近に陸軍を上陸させてルソン島を攻略し、ついでハワイからの米大西洋艦隊の來航に対して沖縄沖で決戦するというものであるが、演習の結果は戦いに我に利あらずとなった。参謀本部では、グアム島占領とアラスカ、ハワイ、米本土に対する作戦について質問したという。⁸⁹

海軍が超弩級艦の建設に乗り出すと、陸軍でもこれに対抗して軍備拡張を進めようと企図した。1911年6月に山県有朋は寺内朝鮮総督に意見書を送り、露国が進めているシベリア鉄道の複線化と黒竜鉄道の建設は兵備上も偉大な価値をもつとし、朝鮮の防衛と満州の利権擁護のためには必要な兵力と同時に鉄道の改築整頓が必要だとした。⁹⁰海軍と陸軍とが競り合いはじめてのである。こうした状態を前にして、軍縮論が軍制改革論を伴って展開されはじめてのである。

3 軍備拡張反対と官制改革論

軍備拡張反対と軍部批判

1910年末に『東洋経済新報』は「海陸軍事費の増大を奈何」という社説を掲げ、「我日本が2億ないし1億6千万円の軍事費に驚きつつある間に於いて、英国はすでに6億2千5百万円、仏国は4億6千5百万円、独逸は6億1千万円、露国は5億8千8百万円、米国は5億8千万円の大金を惜しげもなく軍事の目的に投じつつあり」という状況で、うち海軍費は英国が3億5千万円、米国は2億5千万円、ドイツは2億4百万円だとした(1910.12.15)。しかし同誌はそこから軍縮論を展開する。全力を挙げて

日本を破砕しようとする国家はどこにもないから、日本は勝算のない軍備競争に加入すべきではなく、その威信を高めるため軍備以外の方面で努力すべきだとしたのである（12・25社説）。

同誌は海軍拡張の競争に熱中するのは英米独の三国で、その舞台は大西洋であり、欧州の海である。海軍拡張の圧迫が加わるのは、その渦中にある上記の三国であって、太平洋でなく、日本でもない。太平洋方面なかんずく極東方面はその圧迫の程度を軽減され、かえって安全となっている。我国にとっては海軍の拡張を休止し、民力の発展に余力を傾くべき幸福な時代であるのに、ドイツや米国の海軍拡張を見て肝を冷やし海軍拡張を説くのは愚の極だと論じた（1911・01・15社説）。

そして陸軍拡張論に対していう。日露戦争の結果、日本が満州を勢力圏内に入れたのは既成の事実であるが、それはそこに日本を圧迫するような強大な武力が存在するのを防ぐという自衛のためである。もし清国民が覚醒し隆興し、自ら領土を保全し平和を確保しうるなら、門戸開放も権益返還も拒むものではないとする（5.5社説）。日英同盟の生命は「支那領土の保全」にある。陸軍拡張論者はしきりに露国の復讐戦を唱え、シベリア鉄道の複線化が露国の軍事力を強化したとする。しかし極東大陸は露清両国民の対抗の舞台であり、日本が大陸国家として発展すべきではない。我国は朝鮮と満州の一角に拠って、退いては大陸からの圧迫から自らを守り、進んでは露清両国対抗の中間にあってその平衡をはかればよい。この目的を達するには必ずしも大なる兵力を必要としない（6.15社説）。このように論じたのである。

第2次桂内閣は、1911年初頭に3度目の議会である第27議会を迎えたが、政友会との「情意投合」を声明して議会を乗り切った。衆議院では議員提出の普通選挙法案が可決され、自由主義の高まりを感じさせたが、貴族院では激しい攻撃を浴びて否決された。桂内閣は貴族院有爵議員の互選を終

えて8月に総辞職し、西園寺公望が第2次内閣を組織した。

第2次西園寺内閣は「閣内の一致して外間の圧迫に堪ゆる必要」(『原敬日記』11.6.8)を見越して組閣をおこなった。党外からの入閣者は官僚系を避けて西園寺と近い人物が起用された。蔵相には初めて財界から健全財政論者の山本達雄が任命された。寺内は朝鮮総督専任となり、後任陸相には石本新六次官が昇格したが、翌年4月に急死し、薩派の上原勇作が後任となった。当時はすでに日露戦争と戦後経営のための外債が累積し、それに海軍省の海外経費も加わって兌換停止の危機さえ噂された。行財政整理が急務となっていた。

西園寺内閣の成立と前後して太田三次郎海軍大佐が軍事研究会で軍備論を講演すると、『東洋経済新報』は軍人が当局の施策を公然と批評したのは言論界の一大進歩であるとして社説で3号にわたってこれを紹介した。まず我国が備うべき海軍力としては列強が東洋に備えうる兵力を標準とすべきで、2艦隊で足りるとしたのは卓見である、次に陸上設備も過大で、艦隊の策源地たるべき鎮守府は佐世保一ヵ所でも足り、他は造船・造兵の工場とすればよい、さらにその司令官らの「権限の小にして官等の高きこと日本の海軍の如きは、恐らく世界に類なかるべし」、海軍の拡張と同時にその大整理、大改革が必要だと結んだとした。そして、千万の援軍を得た感を禁じ得ないと評した(1911.8.15-9.5)。同誌はさらに太田大佐にインタビューして、今日海陸軍の当局者は徒に規模の拡張にのみ熱心であるが、その内情は随分いかかわしい情実がまつわり、少なからず国軍の精鋭を犠牲にしているとし、この際海陸軍内情調査委員を国会より選出し、少なくとも一二年の歳月を費やして十分の審査研究を遂げては如何という談話をのせた(9.25)。なおこれと並行して植松主筆は「日露果して再戦すべきや」との論説を連載した(11.9.15-10.15)。

そして連載社説「新内閣に望む」では「国防の緊縮を断ずべし」を2回

にわたって論じ、陸海軍の費用に大斧を振り、思い切った大減税をおこなうことを提唱した。陸軍については今日の兵備で200万人の動員が可能なので、師団数と平時定員の減少によって経常費の3分の1の2500万円を節減すべきだとし、海軍については、米軍の海軍拡張も主に大西洋の広大な正面のため、我国の海軍は過大で冗員冗費も多いとして、経常費から1000万、臨時費から2500万、計3500万円が節減できるとし、陸海軍併せて7000万円を節減して財政の面目を一新するよう望んだ(10.15-10.25)。軍備拡張を延期する繰り延べではなく、軍備縮小による節減を主張したのである。

おりから10月10日には清国武昌で辛亥革命が起こって拡大した。辛亥革命に対する日本政府、軍部、出先軍の対応は別に述べるが、『東洋経済新報』はこの革命は民族的覚醒に根底を有する一の国民的運動と見て事態を楽観し、列国の干渉に反対し、日本の「出兵断じて不可」とした(11.15)。そして逸速く今回の変乱は、満清朝廷でもなく、革命党でもなく、その中間にある資政院ならびにこれに立脚した袁世凱以下の勢力によって收拾統一され、「しかも乱後の支那の進歩は一層其元気を充実し一層飛躍的なるを疑うべからず」として(12.5)、不干渉を重ねて説いた。そして他国の干渉の方法にはおのずから二様あって、一は革命そのものに干渉し、その一方に力を貸して他の一方を排撃する運動で、その二は内部の騒擾に乗じて外交問題を持ち上げドサクサ紛れに侵略的態度を逞しうするにあるが、たとい利権を取られるようなことがあっても、支那分割の端を開くようなことはない。「今日の支那は革命の支那」で、たとい一城を取られても勇氣十倍し活気百倍し、最後の勝利を占めるとして、日本は不動監視の位置を變ずる必要はないと論じたのである(1912.1.25)。

明治45年度予算編成では、齋藤海相は戦艦7隻を含む7カ年継続費総額3億5000万円の海軍軍備緊急充実の議を閣議に提出したが、交渉の結果

46年度に戦艦3隻分9000万円だけを計上し、しかも45年度予算にごく一部を形式的に計上して建造契約を可能とすることで妥協が成立した。⁶³翌年度の海軍拡張は既定路線となった。陸軍ではこれに対抗して朝鮮に2個師団を増設すべきだとの主張が起こった。

おりから『東洋経済新報』は社説で「海軍果して拡張すべき乎」を7回にわたって論じ、とりわけ危険なものとして政略的拡張論を挙げた。それは国防計画の威信を落とし、国民に自国の軍事力を過信させることによって国民的傲慢心を助長させ、軍人の昇進欲を煽り、陸海軍が国民を誘って拡張競争に狂奔することになるとし、「日清戦後の拡張以来、我が軍備問題に於いて陸海軍当局者の取りたる実際の態度、其心事、之に対する国民世論の調子、陸海軍幕僚の功名欲、陸海軍両部の間に存する国防論の不一致、はた相互の嫉妬並びに競争心の状態、すべて是等は上記の危険点を一々事実の上に直写したるの感なきに非ず」とした。そしてこうした拡張は、無用の浪費で国力の発展を阻害するだけでなく、危険な国民として他国の誤解と嫌悪とを招く結果になると強く反対した(5.05-7.05)。そこに陸軍の2個師団増設が主張されると、「陸軍の拡張断じて不可」と批判した。これも軍備のための軍備拡張で、ますます国防計画の威信を地に落とし、国民は傲慢心を増長し国際関係をますます険悪にする、軍備論の墮落で一国の危険もまた極まる、と評した(7.15)。

満蒙掌握反対と軍部大臣武官制・内閣官制改正論

この年7月初めに桂前首相がシベリア経由で訪欧すると、日露同盟説がしきりと伝えられた。事実、桂が東京を出発した翌々日の7月8日に第3回日露協約が秘密裡に調印されていたのである。『東洋経済新報』は「所謂日露同盟説に就て」(8.5)を掲げ、従来の日露協約に対するのとはちがう立場をとった。日露両国は満蒙に特殊の利害関係をもち、そのため特別な妥協調和を必要とする。これが第1回協約の結ばれた理由で、東洋の平

和を確保するためであった。第2回協約は直接には「満州に関する米国の突飛なる提議に刺激せられて」起こったものであるが、その基礎は日英同盟の上にある。ところが伝えられる日露同盟説は、我国が南満州と内蒙古に新勢力範囲を得、露国は北満州と外蒙古に自由行動を許され、露国が満蒙において第三国より侵略される場合には日本が軍事的援助を与える取り決めだという。もし果してそうならば明らかに支那分割の意志を示し、日英同盟を根本から棄却するもので、日本の位置を全く置き直し、東洋の禍乱を招くもので、無謀極まりない。こう論じて、いやしくも日英同盟の埒外に出た同盟が両国間に秘密裡に結ばれたという風説は何人かが作為した流言であろうと批判した。実際には2年前の第2回協約で南北満州を日露両国の特殊利益地域に分け、今回の協約で東西内蒙古をそれに加えていたのである。

この時期になると陸海軍大臣武官専任制がようやく世論の問題とされはじめた。『太陽』9月号(第18巻第12号)は、7月30日の天皇の死をうけて「明治聖世終焉記」を掲げたが、続けて「陸海両相に武官専任の可否」について尾崎行雄、鎌田栄吉、岡崎邦輔の3政治家の意見を載せている。いずれも武官専任の必要はなく、文官でもよいとしているが、談話のためはっきりしないところがあり、強い主張にはなっていない。

おりから上原陸相は海軍拡張に対抗して朝鮮2個師団増設をめざし、陸軍整理で浮いた費用を財源にこれを実施することを強く主張して西園寺内閣に攻撃をかけた。シベリア鉄道の輸送力が増強されてロシアの極東兵力が充実したこと、朝鮮の独立運動のため朝鮮駐筭軍が分散配置されて戦闘力を低下させたこと、さらに辛亥革命の結果中国軍を対露戦争に利用する望みが絶えたことが理由であった。その背後には、西園寺内閣が行財政整理の実を挙げて政党内閣の基礎を固めようとし、そのため一時海軍を利用して陸軍に圧迫を加え、政友会の威信を高めようとしているとの判断が

あった。⁸⁰⁾ 11月に各省の整理が出揃うと、内閣と陸軍との対立が表面化し、やがて大正政変となった。それは先に『東洋経済新報』が批判した墮落せる軍備拡張論を地で行くものであった。

『東洋経済新報』が陸海軍大臣武官制の改正を強く主張しはじめたのは、この時期であった。同誌は、まず上原陸相が陸軍の経費を節約してそれを師団増設の資に充てると主張した点を激しく非難した。これは、財政の統一主義を破壊する非立憲の甚だしいもので、もしこの勢いが進めば各省は財政上独立の封建王国となり、立憲代議政治は全く意義を失うであろうとしたのである(12.11.15)。

その次号では陸海軍大臣武官制の改正が主張された。上原陸相が頑として2個師団増設の主張を固執し、内閣の統一を破壊してもそれを実現しようとし、首相もいかんともしがたい状態にあるのは、軍閥の力によるもので、これを打破するには現行官制を改革するほかはない。勿論それには勅裁が必要で、これを諮問された枢密院では必ず反対の意見を伏奏するであろうが、西園寺首相は敗戦を意とせず、堂々と辞職すればよい。これによって天下の信望は加わり、党勢の拡張はいよいよ盛んとなろう。こう論じたのである(11.25)。さらにその次号では陸海両省の官制改革だけで満足せず、更に一步を進めて内閣官制にも断固たる改正を施すべきだと主張した。内閣官制第七条にいう「軍機」の文字はすこぶる曲者で、軍事に関する民間の質問はすべて「軍機の秘密」という5字を以て無容赦に撃退され、いまだかつて要領を得たことはない。それが軍閥を内閣以外の内閣として存在させているのだと批判し、すみやかにこれらの官制を改正して、国民と陸海軍との衝突や軋轢を防ぐべきだとしたのである(12.05)。

この号には中央倶楽部所属の代議士安達謙蔵が「軍備拡張乎満鮮放棄乎」との小文を寄せ、「軍備拡張に反対するいわゆる識者は朝鮮及び満州を如何にせらるべき考えなりや。…師団増設に反対するにおいてはいうまでも

なく朝鮮を捨てざるべからず、満州をなげうたざるべからず。而して支那問題については容喙の資格を欠くに至るの覚悟なかるべからず。果して我がいわゆる識者特に軍備拡張反対論者にこの考慮ありや」と反論している。」

それに対しては、予備陸軍騎兵大尉西本国之輔が「国防と増師問題」を寄せた。いわく、増師は国防上の問題ではない。国防とは島帝国を敵の侵襲を受けさせないようにするもので、その施設は海軍である。増師は満州占領政策の第一歩で、そのためには大陸軍の建設を必要とし、それは国を疲弊させ民業を圧迫し、国を滅ぼすであろう。日本が陸軍を拡張すれば、米国は日本は大陸に野心を有するものとして海軍を拡張し、日本も海軍拡張が必要となる。故に陸軍の拡張は日本が自ら首を絞めるものだ。不幸我が海軍が東京湾口の花戦に敗れば一夜にして満鮮は我がものではなくなる。こう論じたのである(12,15)。

1913年の最初の号から『東洋経済新報』は三浦鉄太郎の論説「満州放棄乎軍備拡張乎」を8回にわたって掲げた(1913.1.5-3.15)。そして満州掌握策について、「満州を支配する主人は遂に支那人なり」我が国が政治的に掌握しても一時のことで、そのための経済的負担は大きい。さらに満州掌握策は支那分割の端を開き、それを強行すればかえって欧米勢力を引き入れ、国防上にも危険を招く。しかもこれらの政策は日英同盟と根本的に相容れず、これを強行し日英同盟を捨てて大陸発展をするためには、英国に対抗し得る海軍力と露国に対抗し得るほどの陸軍力が必要になるとした(2.25)。そして我が国の陸上国防線を長春の北に置くのを改め、旅順と朝鮮の国境に置くことで、陸軍の大縮小は勿論、海軍も半減でき、1億円の節約が可能になり、しかも国防も安固となる。これが我輩の満州放棄論だと論じたのである(3.5)。同誌はつづいて三浦の論説「大日本主義乎小日本主義乎」を6回にわたって掲げた(4.15-6.15)。帝国主義、大日本主義は

膨大な金銭的負担ばかりでなく、軍閥の跋扈、軍人政治の出現を我国にもたらした。この軍人専制政治の弊害はことごとく我が国民の自ら描ける帝国主義、大日本主義の大幻影の結果に外ならないと論じたのである。これは第1次世界大戦前における軍縮論と帝国主義批判のピークであったといえよう。

注

- (1) 陸軍省編『明治軍事史』下巻,原書房1966年, p.p. 1563-1564
- (2) 帝国国防方針等については, 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書・大本営海軍部・連合艦隊1』朝雲新聞社1975年, p. 112以下に山県元帥所持筆写史料の全文がある。立案経緯については同書 p. 109以下
- (3) 増田知子「海軍拡張問題の政治過程1906-14年」近代日本研究会『年報・近代日本研究4』1982年 p. 413以下。これと異なる評価が小林道彦「『帝国国防方針』再考」『史学雑誌』98編4号, 1989年4月にある。
- (4) 西園寺首相の奉答文の全文は島貫武治「日露戦争以後における国防方針等の変遷」『軍事史学』第8巻第4号(1973.3)にある。
- (5) 服部卓四郎『大東亜戦争全史1』鱒書房 1953年 p. 250
- (6) 『戦史叢書・大本営陸軍部1』 1967年 p. 158
- (7) 『東京朝日新聞』 1907(明治40)年4月20日
- (8) 『戦史叢書・大本営陸軍部1』 p.p. 180-181
- (9) 『政友』 148号 p.p. 1-2
- (10) 『第三十一回帝国議会衆議院予算委員会第四分科会議録』第一回大正3年1月30日, 『帝国議会衆議院委員会議録3』 1981年 p.p. 428-438
- (11) 永井和「内閣官制と帷幄上奏」『富山大学教養部紀要』 21巻2号, 1989年2月
- (12) 由井正臣「日本帝国主義成立期の軍部」『大系日本国家史5・近代II』東京大学出版会 1976年 p. 148以下
- (13) 松下芳男『明治軍制史論』下巻 p.p. 606-607
- (14) 小林龍夫編『翠雨荘日記・伊東家文書』原書房 1966年 p. 821以下

- (15) 「枢密院会議筆記明治39年12月26日」『枢密院会議議事録10』 1984年 p.p. 550-560
- (16) 林弥三吉述『文武権の限界と其の運用』 1936年 7月 p. 28-31。これを初めて利用した論文は小林幸男「『拳国一致論』覚書」近畿大学『法学』 12巻3・4号
- (17) 美濃部達吉『日本国法学上巻上』有斐閣書房 1907年 p.p. 323-324
- (18) 美濃部達吉『憲法撮要』有斐閣 1923年訂正3版 1926年 p.p. 566-572
- (19) 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』 1976年 p.p. 619-621
- (20) 大蔵省編『明治大正財政史第1巻』 1940年 p.p. 260-261
- (21) 同上 p.p. 261-263, 室山義正「日露戦後の軍備拡張問題」井上光貞ほか編『日本歴史大系4・近代1』 1987年 p.p. 1222-1226
- (22) 『太陽』第13巻第4号 1907年3月
- (23) 高橋亀吉監修『財政経済二十五年誌第4巻政策編上』 1932年 p.p. 19-25
- (24) H. ニコルソン, 斎藤真・深谷満雄訳『外交』 1968年 p. 231
- (25) 森山茂徳『日韓併合』 1992年 p.p. 131-38
- (26) 秦郁彦『太平洋国際関係史』 1972年 p.p. 67-77
- (27) 戦史叢書『海軍軍戦備1』 1969年 p.p. 230-240, 増田前掲論文, 前掲年報 p.p. 417-419, 室山前掲論文, 井上ほか編前掲書 p.p. 1127-1135
- (28) 戦史叢書『大本営海軍部・連合艦隊1』 p.p. 132-135
- (29) 山県有朋「軍事上の要求に基づく朝鮮満州に於ける鉄道経営方策」『山県有朋意見書』 p.p. 328-333
- (30) 増田前掲論文, 前掲年報 p.p. 421-422
- (31) 高倉徹一編『田中義一伝記』上巻 1958年 p.p. 491-493, 寺内正毅関係文書, 陸軍2個師団増設問題覚書